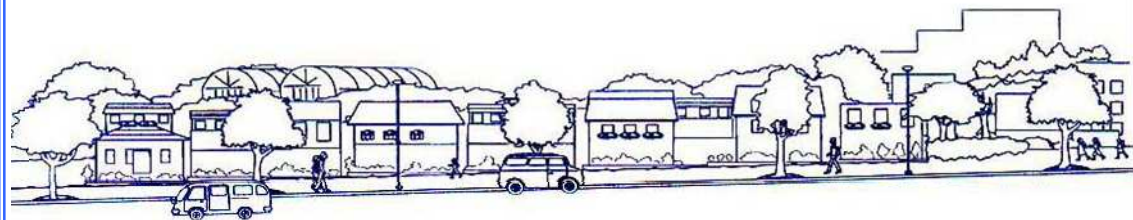


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.93

2020/9/18



江戸川区土木部

区画整理課

第15回土地区画整理審議会 開催報告

日頃より区政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2年9月9日(水)に、第15回土地区画整理審議会を開催いたしました。

今回の審議会では、事業計画変更の報告と、仮換地指定に関わる諮問を行い、諮問事項につきましては、異議のないことの答申をいただきました。

審議内容について、以下で詳しくご説明いたします。

事業計画(第1回)の変更について(報告)

今回の事業計画変更は、今年の1月に個別説明を行いました換地設計案に合わせた第一次移転先の区画道路の位置変更を行いました。

この変更は、縦覧手続きを省略できる事業計画の軽微な変更(土地区画整理法施行令第4条1項4号および6号)となり、変更した旨を令和2年8月25日に公告しました。

変更内容につきましては、以下の2箇所で閲覧することができます。

- 江戸川区役所第二庁舎1階 区画整理課(中央1-4-1)
- 篠崎地区まちづくり事務所(北篠崎2-26-7)

※受付時間：平日午前9時～午後5時



仮換地指定について答申をいただきました

第15回審議会にて、以下の2点について審議会に諮問し、異議のないことの答申をいただきました。

仮換地指定(一部)について

仮換地指定の軽微な変更について



仮換地指定(一部)について

第一次移転予定の権利者のみなさまの仮換地について、仮換地指定をすることが決定しました。10月の下旬頃に仮換地指定通知書を送付いたしますので、通知書が届きましたら、大切に保管してください。

仮換地指定とは、従前の宅地に代えて、新しい道路に面する施行後の宅地(換地)を定めることです。換地は事業完了時の換地処分を経て登記される土地なので、この宅地を換地処分までの間、仮換地と言います。仮換地指定では、仮換地の**位置・地積・仮換地の指定の効力発生日等**を通知書と図面により、土地所有者に通知します。

仮換地指定の軽微な変更について

仮換地指定に変更が生じた場合、原則、審議会に諮った上で仮換地指定の変更を行います。他の仮換地に影響を及ぼさない軽微な変更については、施行者限りで処理を行います。

《 軽微な変更該当する主な項目 》

- ・従前の宅地の分割又は合併によるもの
- ・関係権利者から提出された換地設計変更願によるもので、当該願出どおりに変更できるものであり、かつ、他の仮換地に影響を及ぼさないもの

なお、仮換地の軽微な変更について施行者限りで処理した場合は後日、審議会において報告をいたします。

< お問い合わせ先 >

電話：平日 8:30 ~ 17:00

電話：計画換地係 5664-2619 移転造成係 5664-2616 FAX 朝 5243-3711

住所：〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所

【URL】 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/saigainitsuyoi/machidukurijoho/sinozakikoen/index.html>

